

※市内は、市外局番 0287 を省略した表記にしています。

お知らせ掲示板

くわいしつ

鳥野目河川公園さくら祭り

地元の人々によるミニコンサート・新舞踊・カラオケのど自慢などを行います。また、同時開催する鳥野目直売所のオープン祭では、新鮮野菜、赤飯、山菜おこわ、いなり寿司などの販売や、豚汁の無料配布を行います。



- ▼とき 4月15日(土)
午前9時～正午
- ▼ところ 鳥野目河川公園産直食堂「りんか林林」
- ▼その他 豚汁の無料配布は先着1000人
- ▼問い合わせ 鳥野目河川公園管理事務所 ☎(64)4334

黒磯さわくら祭

- 春の風物詩、黒磯さわくら祭を開催します。
- ▼とき 4月3日(月)～16日(日)
- ※ばんぱり点灯時間は夕刻から午後10時まで。
- ▼ところ 黒磯公園(桜町1-3)
- 黒磯さわくら祭実行委員会事務局 (市商工会内) ☎(62)0373

くわいしつ

学生で国民年金保険料の納付が難しいときは

20歳以上の学生で収入が少なく、保険料を納めることが困難な人のための、保険料の納付を猶予する制度です。2年1カ月前までさかのぼって申請することができます。

- ▼必要書類
 - ・年金手帳など年金番号の分かるもの
 - ・学生証(コピーの場合は裏表両面)
 - ・または在学証明書(原本)
 - ・来庁する人の身分証明書(運転免許証など)
 - ▼注意点
 - ・複数年度の学特を利用する場合は、年度ごとに申請が必要です
 - ・保険料を納付しないまま申請が遅れると、万一のときに障害年金などが受け取れない場合があるので、速やかに申請をしてください
 - ・代理人が申請する際に、委任状が必要な場合があります。詳細は、問い合わせてください
 - ・学特の対象となる学校は、日本年金機構が指定しています
 - ▶学特承認を継続する人
- 学特の承認をすでに受けた人で、4月以降も在学状況が変わらない場合、日本年金機構から送付されるはがきを返送することで申請できます。
- ※はがきは4月上旬ごろまでに送られます。はがきが届かないときは窓口で手続きをしてください。
- ▶追納すると受給額がアップ
- 学特を受けた期間は、将来受け取る年金額の計算期間に反映されません。10年以内に納めれば年金額を増やすことができますが、3年度目以降に追納する場合は保険料に加算額が生じるので、注意してください。

- ▼問い合わせ 本国民課 ☎(62)7129
- 大田原年金事務所 ☎0287(22)6311
- ▼問い合わせ 本市民課 ☎(62)7132

○3月の人口 3月1日現在 ()は前月比

合計	114,487人 (- 94)
男	56,877人 (- 59)
女	57,610人 (- 35)
世帯	48,775世帯 (+ 34)
出生	45人 転入 282人
死亡	134人 転出 287人

消費生活相談 あんなことこんなこと

今月のテーマ **やめられない!? 古いサイトに気を付けて**

【事例】
○無料という古いサイトで鑑定したら、「あなたには強い守護霊がいる」と言われた。続けて鑑定するには有料で「途中でやめたら幸せは来ない」と言われ、気が付いたら100万円以上も支払っていた。

【アドバイス】
○「無料鑑定」とうたっていても有料のやりとりへ誘導させるサイトがあります。安易に返答してはいけません。

○やりとりの内容などをスクリーンショットに残しておきましょう。支払った料金などの返金を求めるための証拠となります。困ったときは消費生活センターに相談してください。

○消費生活センター
(いきいきふれあいセンター内)
☎(63)79000
開設時間
平日午前8時30分～午後5時

子育てに悩んだら… 「家庭教育オピニオンリーダー」に相談してください



家庭教育オピニオンリーダーは、子育てに悩んでいる人に優しく寄り添う活動をしています。令和4年度は就学時健康診断の待ち時間を利用して、保護者を対象に子育てにおける「大切な心構え」や、就学前に身に付けておきたい「5つの基本的な生活習慣」を中心に話をしました。また、なしお博では活動報告やワークショップ

なども行いました。子育てに悩みは尽きません。一人で抱え込まずに、気軽に相談してください。
▶問い合わせ 国生涯学習課 ☎0287(37)5364

- 【各地域の家庭教育オピニオンリーダー】
一緒に活動する仲間を募集しています。興味がある人は各支部にお問い合わせください。
- 黒磯支部 たんぽぽの会(担当:高松) ☎090(8947)0478
 - 西那須野支部 よもぎの会(担当:伊吹) ☎090(2223)0231
 - 塩原支部 四季の会(担当:久留生) ☎090(2524)7114

知っていますか? 就学援助制度で給食費や学用品費などを援助します



経済的に困っている家庭に対し、小・中・義務教育学校の就学に必要な費用の一部を市が援助します。
▶対象 市民、市内学校在籍の児童生徒の保護者
▶申請方法 在籍している学校にある申請書に必要事項を記入して学校に提出
※転入の関係で本市に課税情報がない場合は、世帯の所得が分かる書類の添付が必要です。
▶援助費目 給食費、学用品費、通学用品費、オンライン学習通信費、新入学用品費(4月中に申請した新1年生のみ)、新入学準備金、校外活動費、修学旅行費
▶問い合わせ 国学校教育課 ☎0287(37)5289

子育ての負担軽減へ! こども医療費助成制度が変わります



＜高校生相当年齢の助成内容を見直します＞
こども医療費助成制度では、高校生相当年齢の子どもへの医療費助成に必要な受給者自己負担2,000円を廃止し、令和5年度受診分から、受給者が医療機関に支払う医療費(保険診療自己負担額)の全額を助成します。

＜受給資格者証が新しくなります＞
受給対象区分を変更するため、現在こども医療費助成を受けている平成17(2005)年4月2日以降に生まれた子ども(0歳児から高校生3年生相当年齢まで)を対象に、3月中に新しい受給資格者証を送付します。4月からは必ず新しい受給資格者証を使用してください。
▶注意
新しい受給資格者証は子どもの年齢によって色や記載事項が変わりますが、使い方や医療助成の内容に変更はありません。詳しくは、市ホームページか受給資格者証に同封する案内を確認してください
▶問い合わせ 国子育て支援課 ☎0287(46)5533